岩手県障害者(児)施設・事業者に係る業務管理体制の整備の届出及び確認検査の 実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)に定めるもののほか、障害者(児)施設・事業者に係る業務管理体制の整備の届出及び確認検査の実施に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項、児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第1項、第34条の62第1項、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項、児童福祉法第21条の5の26第3項、第24条の19の2、第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第2項、第34条の62第2項、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について第3号及び第4号様式により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項、児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第3項、第34条の62第3項、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を 提供することができる。

(検査)

- 第6条 検査の種類及び実施方法は、次のとおりとする。
  - (1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、全ての障害者(児)施設・事業者を対象に実施する。原則として、障害福祉サービス事業者等指導実施要綱(平成19年6月12日岩手県保健福祉部障害保健福祉課制定)又は指定障害児通所支援事業者等指導実施要綱(平成25年9月27日岩手県保健福祉部障がい保健福祉課制定)に基づき定期的に実施する実地指導の対象を一般指導の対象とする。

## (2) 特別検査

障害福祉サービス事業者等監査実施要綱(平成19年6月12日岩手県保健福祉部障害保健福祉課制定)又は指定障害児通所支援事業者等監査実施要綱(平成25年9月27日岩手県保健福祉部障がい保健福祉課制定)に基づき実施する監査等において、指定取消処分相当の事案が発覚した場合、当該施設・事業者を検査対象とする。

(実施細目)

第7条 障害者(児)施設・事業者に係る業務管理体制の整備の届出及び確認検査の実施に関し必要な事項は、この要綱及び「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針」(平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定めるところによるほか、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。

附即

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。